

## 愛知県立豊橋特別支援学校山嶺教室 学校生活の決まり

### I 生徒心得

愛知県立豊橋特別支援学校山嶺教室の生徒であることを自覚し、一日一日を大切にしたい学校生活を送るためにこの生徒心得を守り、集団の一員として行動するよう心がけましょう。

- ・進んで挨拶をしましょう。
- ・ルールやマナーを守りましょう。
- ・睡眠や食事等、規則正しい生活を心がけましょう。
- ・思いやりの心をもって、周りの人とかわりましょう。

#### 1 校訓

1 体力	2 気力	3 学力
------	------	------

#### 2 学習

- (1) 授業を大切にする。始業の合図までには教室内に着席し、授業の準備をする。
- (2) 家庭学習は計画を立てて、自主的・積極的に行う。
- (3) 新聞やテレビ、インターネット等のニュースを通して、社会の出来事に関心をもつ。

#### 3 出欠席

- (1) 9時05分までに登校する。
- (2) 理由なく、欠席・遅刻・早退はしない。
- (3) 病気等の理由で欠席・遅刻する場合は、当日9時までに保護者または本人が電話連絡をする。
- (4) 早退の場合は、その理由を担任に申し出る。
- (5) 登校してから下校するまで、先生の許可なく校外に出ない。
- (6) 就職活動など、校長が認めた事由により授業を欠いた場合には欠席としない。

#### 4 通学

##### (1) 登校・下校

- ア 登校及び下校の際は、交通ルールを守り、マナーに気をつける。
- イ 学校に届け出をした通学路で登下校をする。
- ウ 非常事態に備え、避難所や子ども110番の家を確認しておく。

##### (2) 自転車

- ア 自転車通学は、自転車使用許可届を提出し許可を得る。
- イ 自転車通学者は、各学期に一度自転車点検を行い、自転車点検表を提出する。
- ウ 自転車使用時は、ヘルメットを着用する。

エ 雨天時はレインコートを着用する。傘は使用しない。

オ 駐輪時は必ず鍵を閉める。

#### 5 所持品

(1) 所持品には必ず氏名を明記する。

(2) 身分証明書は、常に携帯する。

(3) かばんは持ちやすいものを使用する。華美でないものに限る。

(4) 学校での学習や行事に関係のない物、多額の現金、携帯音楽プレイヤー、雑誌類、菓子類は持ってこない。

(5) 現金は定期券を紛失したときのための、運賃、公衆電話代は持ってきてもよい。

(6) 貴重品、定期券、財布、療育手帳等は大切に扱い、登校後は学校に預け、下校前に受け取る。

(7) 携帯電話は、携帯電話許可届を提出する。緊急時の連絡手段としてのみ使用し、校内では使用しない。登校後は学校に預け、下校前に受け取って帰る。

#### 6 清潔・衛生

(1) いつも身体、衣服、教室等を清潔にするように心がける。

(2) 校舎内外の清掃及び整理整頓に心がける。

(3) 本人または家庭内で感染症が発生した場合はすぐに担任に伝える。

#### 7 その他

(1) 火災及び非常の場合

ア 火災及び非常の場合は職員の指示に従って行動する。

イ 台風及び大地震における登校については規定に従う。

ウ 家庭が災害を受けた時は速やかに担任に報告する。

(2) 校外の心得

ア 通学時には制服を着用する。

イ 身分証明書を常に携帯する。

ウ 外出時は行き先、同行者、帰宅時間を保護者に伝える。

エ 夜間の外出や外泊は原則禁止とする。

オ 健全な交際を心がける。

カ 飲酒、喫煙、シンナー遊び、薬物乱用及びこれらに類する身体に悪影響を及ぼす物の使用を固く禁止する。

キ 山嶺教室生徒同士の携帯電話及びインターネットによるメッセージ（メール、LINE、ショートメッセージ等）のやり取りは、保護者と相談しながらルールを守って行う。

ク 山嶺教室生徒同士の金銭及び私物の貸し借りはしない。

ケ 学校や行事についてSNS（フェイスブック、インスタグラム、エックス等）に記事を投稿することは禁止する。家庭で投稿するときには保護者と相談して行う。

コ 校外で知り合った人に、携帯電話番号や住所等の個人情報をむやみに教えない。

サ 校外で知り合った人が運転する車やオートバイに乗るときは、保護者と相談する。

シ 原動機付自転車、自動二輪車の免許の取得については禁止する。

自動車運転免許については、卒業後、必要な場合は、学校活動に支障のない範囲で自動車学校への入校を認めることもある。自動車学校に入校を希望する場合は、事前に自動車学校通学許可願を提出し許可を得る。

ス アルバイトは原則として禁止する。

## II 服装等の規定

### 1 制服

冬服 4～5月、10～3月	夏服 6～9月
既定のブレザー	
白のカッターシャツまたは白のブラウス	白の半袖シャツ、白の半袖ブラウス
ネクタイまたはリボン	ネクタイ、リボンは着用しない
既定のズボンまたは既定のスカート	既定の夏用ズボンまたは既定の夏用スカート

#### ※ 備考

- ・ベルトの色は、黒又は焦げ茶系統の色が相応しい。
- ・6月1日及び10月1日の前後2週間程度を制服の移行期とする。
- ・ただし気候によっては期間を調整する。

夏  
季

- ・シャツのボタンを第一ボタン以外全て留める。
- ・シャツの裾はズボンやスカートの中に入れる。
- ・ズボンはウエストで履く。

冬  
季

- ・シャツのボタンを全て留める。
- ・スカートは直立時に膝が隠れる程度とする。

### 2 頭髪

・肩より長い場合は縛ることが望ましい。ゴムやピンは目立たない色のものを使用する。

- ・前髪は目にかからないようにする。
  - ・染色、脱色、パーマ、ラインを入れるなどの加工をしない。
- ※ただし、地毛を黒く染める、くせ毛にストレートパーマをかけるなどの場合は相談すること

### 3 靴下

- ・靴下は白、黒、紺を基調とし、ワンポイント程度の目立たないものがよい。くるぶしが隠れる長さとする。
- ・タイツ、ストッキングは、ベージュ、黒、紺の無地を使用するのが望ましい。

### 4 靴

- ・通学：運動靴または革靴で、華美でないものとし、下駄箱の高さに収まるものにする。
- ・運動：足のサイズに合った、運動に適したもので華美でないものが望ましい。
- ・上履：サンダルは不可。
- ・体育館：運動に適したもので、体育館でのみ使用する。

### 5 防寒着等

- ・必要に応じ、コート、ウィンドブレーカー、手袋、マフラーなどを着用してもよい。
- ・防寒着は、色や形が華美でないものを着用する。
- ・ベスト、カーディガンは黒、紺、ベージュなどの制服に合う色とする。できるだけ無地のもの（ワンポイント程度で目立たないもの）を着用する。

### 6 体育時の服装

指定の体育服を着用する。

冬用	長袖、長ズボン、体育帽
夏用	半袖シャツ、ハーフパンツ、体育帽

※体育帽は白を基調のものを着用する。

※冬季はウィンドブレーカーの着用も認める。

### 7 作業服

- ・指定の作業服を着用する。
- ※夏季は作業ズボンに体育服（半袖シャツ）または白が基調の T シャツを着用する。
- ※冬季は作業服の下に体育服（長袖、長ズボン、トレーナーなど）を着用してもよい。

### 8 その他

- ・化粧、マニキュア、ピアス、ネックレス、指輪、アクセサリ等の装飾を

しない。

- ・以上の規定につき、例外的な取り扱いを受ける場合は、異装許可願を担任に提出し許可を得る。華美かどうか不明な場合は、事前に担任に相談する。

### Ⅲ 学校生活の決まりについて

- ・生徒、保護者、関係機関等と連携を図りながら定期的に見直しを図る。
- ・変更する場合は、職員会議を経て、校長の承認を得て変更する。